

○郵送申請

緊急通行車両等（緊急輸送車両、規制除外車両）事前確認手続は、郵送で行うことができます。

☆申請と交付の両方を郵送で行う場合

申請書類を申請先警察署に郵送する際には

- ・ 交付郵送用「**レターパックプラス**」専用封筒に交付先の宛先及び宛先人を記入したもの

を同封してください。

☆申請のみを郵送で行う場合（交付は申請先警察署窓口）

申請に必要な書類を申請先の警察署へ郵送してください。

申請受理後に審査を実施し、審査終了後に交付日を連絡しますので、申請先の警察署窓口許可証と標章の交付を受けてください。

※交付時には、申請時に作成した申請書の写しを持参してください。写しと許可証、標章とに相違がないことを確認します。

※なお、許可証、標章交付の際には、申請者との関係を示す身分証の呈示を求める場合があります。

☆交付のみを郵送で行う場合（申請は申請先警察署窓口）

申請先警察署の窓口で申請する際、許可証交付郵送用の「**レターパックプラス**」の専用封筒に交付先の宛先及び宛先人を記入した状態で一緒に提出してください。

いずれの方法でも申請書類に不備等があれば交付前に申請先の警察署で必要な修正を行っていただく場合があります。

※交付方法は**ポスト投函後、対面での交付が行える「レターパックプラス」のみ**とさせていただきます。